

2023 年 10 月 2 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 光永 靖

団体交渉要求書

COVID-19 の感染症法上の分類が 5 類になったことに伴い、それまで実施されてきた感染対策が事実上放棄された。本学でも同様であり、現在では、ほとんどの学生がマスクすらせずに受講する状況になっている。

しかし、当然のことながら、ウイルスがなくなったわけではなく、危険性が減少したわけでもない。9 月 26 日に公表された 7 月分の人口動態統計速報によると、COVID-19 の影響がどの程度あるのかは不明であるものの、7 月の死者数は昨年同月よりも多く、インフルエンザによるものも含めて、小中高では学級閉鎖が相次いでいる。地域によっては、公共交通機関が一部運休するといった事態も生じた。

10 月からは抗ウイルス薬について自己負担が生じるようになり、教職員が置かれる状況はより厳しいものになる。さらに、11 月からは入試の時期に突入するため、現在のような無防備な状況は早急に改める必要がある。

近畿大学教職員組合は、2020 年から学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対して感染対策を求めてきたが、新しく組合員からの声も届いているため、改めて感染対策の徹底を求める。

- (1) マスクの着用は最も安価で実行も容易な感染対策である。貴法人も 2022 年 11 月 18 日付の「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための手引き 第 3.1 版」で、「オミクロン株に対しては、これまで以上に厳重に飛沫感染対策を講じることが必要で、対面を避ける、家族以外と一緒に食事をしない、マスクを確実に着用し、決して鼻をマスクの外に出さない、手指で目や鼻の粘膜に触らないよう注意し、手洗いや手指の消毒を励行するなどが大切になります。」と述べ、マスク着用の重要性を強調していた。ウイルスの危険性に変化はないのであるから、対策を放棄することはありえない。

現場では、咳をしながらノーマスクで受講している学生もいるのであり、教員は日常的に危険に晒されている。入試の場合も含めて、最低限、建物内ではマスクを着用させるべきである。厚労省ホームページにも「事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。」という記載がある。

- (2) 現在のようにノーマスクの学生が多い中では、これまで以上の換気が必要となる。換気機能の強化には多額の費用がかかるため貴法人が躊躇するのも理解できないわけではないが、だからといって何も対策を講じないことが正当化されるわけではない。空気清浄機を設置するとか、あるいはエアコンの吸気口に中性能フィルターをつけるなどして、物理的にウイルスを減らす工夫も並行して行うべきである。
- (3) 現在、COVID-19 とインフルエンザが同時流行しており、両方に罹患することもある。その場合、重症化しやすく致死率も上がると言われている。流行が収まるまで担当者の判断で一時的にオンラインにすることを認めるべきである。認めたとしても実際にオンラインに移行する教員は一部であると考えられるため、大きな混乱は生じないと思われる。

回答は一週間以内とする。

以上